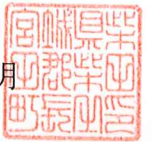


柴田町告示第90号

柴田町移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月31日

柴田町長 石 森 靖 明



柴田町移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示

柴田町移動支援事業実施要綱（平成18年柴田町告示第93号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(対象者) 第4条 (略) <u>2 前項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設入所等障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所等障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が町内にあるものは、この事業の対象とする。</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、他の市町村の区域内に住所地特例地がある者は、この事業の対象としない。</u>	(対象者) 第4条 (略)

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。